

第3次 大田市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

【概要版】

だれもが住みよい暮らしをつくる

～共に生き、共につながる大田市をめざして～

計画期間：令和3年度～令和6年度



「地域福祉計画・地域福祉活動計画」について

本市では、地域生活課題に総合的に取り組むため、人づくりや地域づくり、高齢者・障がい者・子ども、健康や介護、生活困窮などの様々な分野が連携して取り組む事項について、これまで別々に策定してきた「大田市地域福祉計画」と「大田市地域福祉活動計画」を1つの計画として策定しました。

本誌はその計画の概要版です。

「地域福祉計画」とは

「大田市総合計画」の福祉部門の取組みについて具体化する計画で、高齢者・障がい者・子ども、健康や介護、生活困窮などの分野別計画の上位計画にあたります。

「地域福祉活動計画」とは

社会福祉協議会が、地域住民や様々な機関・団体と相互協力して地域福祉を推進するための行動計画です。

第3次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

基本理念

だれもが住みよい「暮らし」をつくる

～共に生き、共につながる大田市をめざして～

基本方針 1 | 人づくり・地域づくりの推進

地域福祉活動の推進においては、住民の支えあい意識の醸成や参加促進、リーダーの育成など“人づくり”が重要であり、地域で暮らす人々がお互いを尊重し、思いやりの心を育む福祉教育の取組みをライフステージに応じて推進する。

また、地域住民にとって最も身近な存在である「まちづくりセンター」を地域の拠点として、地区社協などの組織との連携強化により地域福祉活動の発展と充実を図り地域づくりに取り組む。

さらに、民間企業や社会福祉法人等が協働し地域での取組みへの支援や社会（地域）貢献の推進を図る。

進めるべき方策

1. 交流と参加による福祉教育・学習の推進
2. 支えあい意識の啓発とボランティアの育成・参加促進
3. まちづくりセンターを拠点とした地区社協などの地域組織活動の充実
4. 地域の居場所づくり
5. 地域づくりを進める人材の育成
6. 民間企業・団体や社会福祉法人との協働と地域貢献の促進
7. 寄附文化の醸成
8. 要配慮者支援へ向けた地域での体制づくり
9. 人権施策の推進
10. 多文化共生社会の実現

基本方針 2 | 包括的な支援体制の構築

地域の多様な人と資源が、世代や分野を超えてつながり、地域社会を共に創っていく「地域共生社会」の実現及び地域福祉の推進と地域生活課題に対する支援体制の構築に必要な環境づくりを一体的かつ重層的に整備を進める「包括的な支援体制づくり」に取り組む。

進めるべき方策

11. 分野を超えた相談支援体制の構築
12. 重層的な支援体制の整備
13. 制度の狭間にある生活課題の対応



基本方針 3 | サービスが利用しやすい環境づくり

支援やサービスを必要とする人が安心して利用できる環境づくりを進めるとともに、権利擁護の取組みの充実や必要な情報を分かりやすく提供・発信し、気軽に相談できる体制を整備する。

進めるべき方策

14. 権利擁護の取組みの充実
15. 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進計画）
16. 相談しやすい窓口の充実と効果的な情報発信



基本方針 4 | 生活課題の解決に向けた取組みの推進

子ども、障がい者、高齢者の生活課題の解決に必要な支援について、関係機関が連携して取り組む必要があり、必要な情報を効果的に発信しながら、孤立を防ぐための地域とのつながりや仲間づくりの充実を図る。

また、生活困窮者への自立へ向けた支援や再犯防止対策、引きこもりや自死対策など、個人の問題としてではなく社会的な取組みとして進めていく。

さらに、誰もが生涯にわたって健康で生活が送れるよう健康づくりと介護予防などに取り組む。

進めるべき方策

17. 子育て・子育て支援の充実
18. 障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現
19. 健康づくりと介護予防の推進、認知症対策
20. 生活困窮世帯への自立に向けた生活支援の充実
21. 再犯防止施策の推進（地方再犯防止推進計画）
22. 社会的取組みによる自死対策の推進



基本方針 5 | 安心して暮らし続けることができるまちづくり

住環境の整備や、買物・通院などの移動手段の確保は安心して暮らすための生活の基本であり、住宅・市内交通担当部局との連携による福祉的な支援を必要とする方への住まいの確保や移動支援、交通機能の充実を図る。

また、平成30年4月に発生した地震災害による生活への影響は未だに残っており、継続して支援を行う必要があり、地域の中で日頃から見守り合い支え合う地域づくりを推進するため、防災と防犯の体制づくりに取り組む。

進めるべき方策

23. 住宅・生活環境の整備
24. 移動手段の確保
25. 防災・防犯体制の充実



本計画(第3次計画)の取組みでめざす主な内容

だれもが自分らしく、生きがいを持って住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる住みよい大田市になることを目指して、次のような方向性をもって取り組みます。

1. 取組みの重点

地域共生社会を実現していくため、地域生活課題の解決に向けた重層的な支援体制の整備を本計画での重点的取組みとして位置づけます。

2. 主な取組み内容

(1) 包括的な総合相談体制の構築

- ① 属性や世代を問わない相談の受けとめ
- ② 支援機関のネットワークによる対応
- ③ 複雑化・複合化した課題を多機関協働事業へつなぐ



(2) 地域生活課題の解決に向けた支援体制の整備

- ① 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築
- ② 住民が地域生活課題の解決に必要な資源や環境を整備するための地域づくり
- ③ 支援を必要とする人が、地域社会とのつながりを取り戻すための参加支援
- ④ 関係性の構築に向けたアウトリーチを通じた伴走型支援

(3) 成年後見制度の充実と再犯防止施策の推進

- ① 成年後見制度の利用を促進し、関係機関が連携して支援体制を構築するため、「成年後見制度利用促進計画」を包含して策定しています。
- ② 罪を犯した人の社会復帰を支援するため、関係機関の連携や地域社会での孤立を防ぐことにより再犯防止につなげるための「地方再犯防止推進計画」を包含して策定しています。



この計画に関するお問い合わせ先

■ 大田市(健康福祉部 地域福祉課)

〒694-0064 大田市大田町大田口1111番地
電話 (0854) 83-8141
FAX (0854) 82-9730

■ 社会福祉法人 大田市社会福祉協議会

〒694-0064 大田市大田町大田イ128番地
電話 (0854) 82-0091
FAX (0854) 82-9960

